

セツ の ついで

NO.84



ひと ことば

「主権者教育」論を超えて

山岸 利次 (センター運営委員)

先ごろ公職選挙法「改正」を承けての初めての選挙が行われました。この間、「主権者教育」という言葉が頻りに用いられ、一種の流行の観を呈しています。しかし、この流行がかえって私たちの思考を停止させてしまふ恐れがあります。そもそも、この言葉は日本国憲法の理念を破壊しようとする政府与党に対抗するためのものだったのであり、政府がこの言葉を用いるのは歴史の皮肉とさえ言えます。また、長らく教育法学において「主権者教育」論は少数説でした。憲法的価値観であったとしても、国家が教育目的を法定し特定の価値を教え込むということは子どもの人権の侵害につながるというのが、「子どもの権利」「教師の教育の自由」を掲げた法学説において採用されたスタンスでした。本説においては、子どもの良心の形成はあくまで「教育の自由」を保障された教師と子どもとの関係に委ねられるべきだとされてきたのです。そして、その関係は「子どもの権利条約」に照らせば「受容的・応答的關係」と言いうるものです。「主権者教育」という言葉の氾濫で、教育関係者は政治にかかる知識・価値教育に視野を狭めてしまった感があります。しかし、今必要なのは、子どもたちのミクロな生活世界における「生きづらさ」の克服とそれを介したマクロな政治への回路の構築であると思われまふ。「主権者教育」はもちろん大事なことです。が、改めて、足元の「教師—子ども」という教育関係から話をはじめてみることも必要ではないでしょうか。

目次

ひと言	山岸 利次	1
特集 社会の主人公を育てる保育・教育の創造		
勇気のお礼	安達喜美子	2
人間と社会への信頼を育てる	高橋 達郎	4
動き始めた子どもたち	瀬成田 実	8
中学校社会（公民的分野）を考える	石井 宜	10
生徒会の要求実現活動で政治を学ぶ	佐々木忠夫	12
憲法と主権者教育	田中 武雄	14
「主権者教育」について	小野寺義象	16
おすすめBOOK 「命と向きあう教室」	渡辺 孝之	17
子どもと学校		
子どもの思いを受けとめて	永澤 一浩	18
教育時評 教育機会確保法案をどうみたらよいか	寺沢 幹緒	20
わたしの出会った先生 15		
戻らなかったホッサン	阿部 広力	21
相談センター		
「登校拒否・不登校問題全国のつどい」	から学ぶ 菊田 絹子	22
おすすめ映画 「責任なき戦場」	皆川 正芳	24
センターの動き		24

特集

社会の主人公を育てる 保育・教育の創造

この夏の参議院選挙を前後して、にわかに主権者教育という言葉が飛び交うようになりました。公職選挙法が改正され、18歳選挙権が導入されたことが、その要因といえます。まるで有権者教育が主権者教育であるかのような取り組みが報じられました。

しかし、そもそも主権者とは何かを考えたとき、子どもは生まれたときから主権者であるのです。「人格の完成」をめざす教育や保育の現場において、あらゆる発達段階に応じて「学び」を深めることこそが主権者教育の根底になければなりません。今号の特集では、このような視点から、現場・研究者・法曹会の方からの思いを寄せていただき、共に考える機会になることを願いました。

勇気のお札

安達 喜美子

蔵王での夏合宿が近付いてきた7月末、赤ちゃんたちも職員も保育園みんながホールに集まって合宿壮行会を行いました。1泊2日の合宿に参加する4歳児10名、5歳児12名が一人ひとり名前を呼ばれ皆の前に進み出ていきます。期待と不安が胸をパンパンに膨らませているのがわかります。手には、前日、勇気を振り絞って手に入れた「勇気のお札」が握りしめられています。

「勇気のお札」……それは、合宿直前に蔵王から届きました。例の伝説の「勇気のお札」だと、みんなはすぐに分かりました。「夕方の保育園屋上に密かに届けておいたから、自分の足で登っ

て自分の力で取りに来い」という手紙が添えられていました。(こまでは、担任が密かに念入りに準備しました?)

そのころ組(4・5歳児クラス)が騒然となったのは言うまでもありません。「ドキドキしてきた」「少し怖い」と尻込みする4歳児多数。夕方の屋上は、なぜかいつもと違う荘厳な雰囲気、本当に特別な何かが無い降りたのかもしれないと思わせる力が満ちていたのです。圧倒される空気を破るかのようによろよろと足音を響かせて進む5歳児男子たち。「フレイフレイ」と大きな声を出して友達も自分自身も励まそうとしているMちゃん。「葛藤と向き合いながらも、それぞれが新しい自分をかちとるためのチャレンジに踏み出していきます。そんな中、特別

な支援が必要なE君は、担任にしがみついて離れようとしません。周りのみんなの応援の声も寄り添う手も払いのけて顔を埋めています。すると、同じグループのNちゃんが「バナナグループみんなのぼれ」とグループのみんなを呼び寄せました。「E、みんないっしょだよ」と顔を覗き込みグループ4人の手をE君の手につなげました。そして、5人が一つの塊になって勇氣のお札へと進んで行ったのです。お札を自分の手でつかんで戻ってきたE君はくしゃくしゃの笑顔でとても嬉しそうでした。もちろん、バナナグループのみんなも、じっと成り行きを見守って待っていた。その組のみんなも。

さて、そんな「勇氣のお札」を握りしめての壮行会。22人のその組の合宿に付き添う大人は、2人の担任と園長、そして他のクラスから応援の保育士がもう1人です。「めったにない事ですが、やまの組の保育士が盲腸で入院！一緒にいけないくなりました。どうしよう？」と発表すると、子どもたちは「どうする？ どうする？」とその場で集まり始めました。「じゃあ、誰にする？」と真剣な相談が始まる雰囲気です。「えっ？ その組が決めるの？」と驚く保育士たち。自分たちの大事な合宿のことを自分たちで決めようとする子どもたちの躊躇のない姿に、その場の大人たちはおかしいやら嬉しいやら。（最終的には保育体制上の都合で大人の意見を酌んでもらうことになりましたが……。）

例えば、話し合っただけで決める風土は日々の積み重ねによってつくられてきました。街中が園庭だと思っただけで朝市センター保育園は、毎日散歩に繰り出します。その行先を決定する時は、一人ひとりの思いを出し合い、みんなで相談して決めます。

もちろん面倒な場面もたくさんあります。「早く出発しないと遊ぶ時間がなくなるよ」という年長児の説得をも押しつけて「こ

の間も譲ったから、今日は絶対どんぐり公園に行きたい」とAちゃんも引き下がりがありません。本当に遊ぶ時間がなくなってしまうこともあります。でも、保育士はじつと話を聞きながら「〇〇はこういう意見で、△△はこういう意見なんだね」と交通整理をしています。「じゃあ、どんぐ

り公園で何したいの？」「かくれんぼ」「明日だったら、すぐに支度してどんぐり公園に行けばいいかくれんぼができるよ」そんなやりとりが、輪になって話し合う子どもたちの間を縦横に飛び交い「じゃあ、いいよ」と決着の瞬間がやってきます。

グループの名前を決める時もこんな場面がありました。統一テーマを食べ物にするか動物にするかで真つ二つに割れていました。「じゃんけん決めて決めたら？」という意見に、保育士が「じゃんけんで勝った方に決めて納得できる？」と投げかけると一斉に「いやだ」と声が上がりました。Rちゃんが「やっぱり話そう」と言うとG君が「どうして動物がいいの？」と進めます。T君は「強い動物が好きだから。ライオンにしたかった。するとNちゃん「理由はわかったけど、Nだってお菓子が好きで譲りたくない」そこにSちゃん「Tは、食べ物で何が好きなのか聞いてみたい」と全体の話し合いに提案しました。T君は「メロン」と応え、「みんなが聞いてくれたからTも食べ物でもいい」と柔らかな表情になりました。

すっとんと納得する時もあるし、真剣に耳を傾けてくれたことが心を動かす時もあります。

様々な場面や段階を一人ひとりが安心してたっぷり関わりき



る、それが話し合いの土台にあり保育の土台にあります。

赤ちゃんの時代は、布のオムツで過ごす朝市つ子たち。オムツがぬれたことを感じて自分で発信して大人を呼びます。赤ちゃんの表情やしぐさをキャッチして大人はすぐにそばに行き「ぬれて気持ち悪かったねえ。ほーらさっぱりふかふかになったね」と語りかけながら赤ちゃんの不快と快の感情を共有します。こうした共感関係と応答関係が毎日たつぷり10回以上も繰り返されます。

1・2歳の頃は自我の拡大の旺盛な時期。つもりや思いは膨らみ自分の要求にまっしぐらで、最も大人が手を焼く時期です。「鬼が来るよ」などと大人は、てっとり早く屈服させ収束させたいところでしょうが、ここが踏ん張りどころ。「〇〇は〜がほしいんだねえ」と溢れる思いをまずは受け止めたものです。そして、「△△もほしいんだって。いっぱい使ったら貸してあげられるかな？」とより良い自分を自分で選びとれるように願って、保育士は言葉を掛けながら、膨らむ自我に伴走します。

3歳頃の世界は唯我独尊。なんでも自分でやりたい、できると自信满满です。大人のお手伝いや友達のお世話に余念があり

ません。でも実際にやってみると実力不足が歴然です。「ここから先は一緒にやろう」と保育士のさりげない手助けが必要であり、それが「みんなハッピー」の秘訣でもあります。

そして、何でもできると思っていた自分をふと振り返り、仲間の中で揺れる思いを噛みしめ始める4歳の頃。やがて、実力も備わり仲間のことも小さい子のこともちゃんと視野に入って自信と誇りに満ちた最年長へと、大きくたくましく成長していきます。

早く早くと課題習得に追い立てるのではなく、それぞれの段階や場面を多様にたつぷりと豊かに過ごすところが、保育園の仕事の最も大事なことであると思っています。そのためには、保育園の春夏秋冬のいたるところに、「勇気のお札」は準備されていなければなりません。仲間と潜り抜ける時間の豊かさが、心と身体的主人公となるための土台をつくり、自分や仲間を信じ、社会の主人公として自分で選び取っていく力の土台をつくるのだと思います。

(朝市センター保育園)

人間と社会への信頼を育てる

〜小学校教師にできることは?〜

高橋 達郎

ここ20年来、私が頼まれた学級づくりの講座・学習会のタイトルはすべて『子どもたちに生きる希望と自信を』としている。今年度退職を迎える私が小学校の教師として追求してきたことは、担任したすべての子どもたちに生きることへの希望と自信

を持たせること。今年も、昨年に引き続き6年生の担任。今年度もそれを求めて日々努力している。

先日、市内の小学6年生が集まって陸上競技を行う小学校体育祭が行われた。私は、名前を呼びながら大声で応援した。次

の日、走ることに苦手なA子さんの自学ノートの日記にこう書かれていた。(くは省略部分。以下同じ。)

くついに100m走になりました。く位置について、用意ドン！私ほめっちゃ走りました。50mくらい走ったとき「A子ちゃん!! 最後ター 行け!!」と、もののすごく大きなもじゃ×2の声がして、絶対、達郎先生、たなあと思いました。その時、先生に「チャンスがある」と言われたことを思い出しました。くそれでとにかく本気で走りました。そしたら、2位になることができました。あのままだと3位とか4位とかだったと思うのでうれしかったです。

私の言ったことを思い出し、私の声援で頑張ろうと力を出す子どもがいる。だから、私はいつも全身全霊で応援してきた。

昨年度の6年生。2学期制の白石市。

10月9日、1学期終業式の日、子どもたちが帰って誰もいない教室に行くと、黒板に「1学期楽しい授業をしてくれてありがとう」とあり、その下に子どもたちからのメッセージが書いてあった。また、卒業式までは半年あるのに。私が機会あるごとに子どもたち向けに書いてきた黒板メッセージへの返答か……。

先生、覚えていますか。運動会や修学旅行、様々な行事がありました。先生はいつも大声でうるさいけど、そんな思いが私たちに勇気をくれました。(B子)

先生とたくさんのお出を作ることができました。先生は「学校は幸せ！」と言っていて、私はすごくうれしかったです。(C子)

このクラスは、5年生のときにいじめ問題も起こり、クラスの間関係はいろんな場面で大変だった。男女間の変な意識も強かった。家庭の問題で転校してきて、学習習慣が身についておらず、クラスの子たちと馴染めず、休み時間は下級生と過ご

し、様々なトラブルを起こしていたD男君もいた。身体的に障害を抱え、何事にも否定的言動を繰り返す男子もいた。クラスの間関係の象徴としての歌。朝の歌もほとんど声を出さない。子ども同士の信頼関係が育っていなかった。

そんな中で私は、明るく振舞い、楽しい授業づくりに努力した。漢字の成り立ちを体で表現したり、漢字テストは繰り返し3回行い、少しずつ漢字力を伸ばした。テストでは、苦手な子どもにヒントを与え教えた。それを繰り返していくたびに理解を深めていった。国語の読み取りの授業を中心に、子どもの疑問をみんなで考えあう授業を創っていた。そして、子どもたちに向けて、子どもの日記に私のコメントを入れた学級たより『エール』を毎日発行していった。子どもたちは、相互理解と担任理解を深めていった。

学習が苦手で、「私はバカだから」といつも言っていたE子さんは、国語の授業を中心に変わっていった。『海のいのち』(立松和平)の授業に取り組んでいたとき、家庭での自学日記に次のように書いてきた。

10月22日(木) 今日も国語で全員発言した。国語って楽しいと日に日に、すこく思うようになった！一人が疑問を出して、それをみんなが「なんだろ」と思い、考え、解決する。それをたくさんすることによって「なんて楽しい！」と思えるようになる！

【国語のみんなの目標】

一つ、全員発言↓絶対に楽しくなる！二つ、考える↓考えて頭の回転が良くなる！三つ、一人読みをしておく↓発言しやすくなる！

E子さんは、翌日の授業場面を読み自問自答を自主学習ノートに書いてきていた。

さらに1月の『ヒロシマのうた』(今西祐行)の授業では、次

のように書くまでが変わった。

1月21日(木) 今日、国語で『ヒロシマのうた』についてみんなで話し合いました。自由起立(教師指名ではなく順番を考えて自ら立って)で疑問などたくさん意見が出て、すごく話し合いが充実していました。1年前の私は、授業中いっさい話さず(ノートに)書くだけでした。でも、この1年間、私は別人のように変わり、今では「自分の意見を聞いてほしい」と思うようになりました。2学期後半のめあては「毎日発言」なので、しっかり守れるようにしたいです。先生がいなくてもみんなで話し合いができるようにしたいです。

そして、『ヒロシマのうた』の最後の場面、十数人の先生方が見守る中での授業。Eさんは次のように書いた。

1月29日(金) 今日はこちらとうれしかったことがあります。それは、国語の時間、緊張の中で全員がたくさん深め合いをしたことです。皆「意見を聞きたい」「聞いて!」という思いでたくさん意見を出し、深め合いをしていて、すごく驚きました。成長した私たちは輝いていたと思います。黒板も埋め尽くされ、今までの自分たちではなく、新しい自分たちでした。学校に来てよかったです。

家庭学習をほとんどしてこなかったD男君は、『海のいのち』の授業後の11月6日の自主学習ノートに次の日記を書いていた。

ぼくは最近、成長したことが三つある。一つ目は、勉強をやるようになった。特に国語の発言。漢字も覚えてきた。二つ目は、ちよっかいだ。最近はこちらとしたいはず心が治ってきた。三つ目は、みんなとの付き合いだ。前までは友達と遊ぶ機会が少なかったが、最近は遊ぶようになった。ぼくにとっては、これは大きな成長だと思う。これらのことを大きくして他のダメな所をなくしたい所に变えて、残り半年、もつとこのクラスになじんでいきたい。

そして、1月の『ヒロシマのうた』の授業では、先生方が見ている前で、自分の疑問や読み取りを自由起立で何度も発言していた。

2か月後の3月、「感謝の会」でD男君は、次のような言葉を私に贈ってくれた。

達郎先生は、僕たちの6年生の担任でいろいろなことを教えてくれました。達郎先生はいつも笑顔でみんなに優しくしていました。僕はそんな先生みたいな教師になりたいです。優しい人間になって、生徒が憧れるようになりました。だから、今のうちにもっと性格を変えていきたいです。

宿題を忘れ、トラブルメーカーだったD男君が、私のような教師になりたいと……。そして、自分を変えたいというのだ。私は、目頭が熱くなった。

3月18日、私の12回目の卒業式。卒業生の呼びかけ「別れの言葉」挿入歌『旅立ちの日に……』の間奏のとき、サプライズがあった。卒業生が突然、私の知らない言葉、一度も練習していない言葉を言い出した。一体、何を言い出すんだ、この子どもたちは!

達郎先生! /僕たちのためにいつも全力でいろいろなことをやってくれて/とても頼もしく、優しく/素晴らしい先生でした/そんな先生が、私たちは/大/大/大好きです!

3日前のリハーサル後の専科の授業のとき、子どもたちが専科の教務の先生に申し出て、校長先生から許可を得ていたことが、式後に教務の先生から教えられた。自分たちで言葉を考え、分担し、朝の時間にひそかに練習したという。そう言えば、式の前の朝、理科室掃除と言って、全員が理科室へ行っていた……。式の中での子どもたちのサプライズは、私にとって初めてのことだった。子どもたちの成長。

卒業式後、B子さんが、私宛の手紙を持ってきてくれた。

達郎先生へ 先生、覚えていますか？ 4月8日の始業式の日、先生が担任になって、私たちは6年生になった初めての日です。私は怖そうな人だなあとしか思っていませんでした。その日、先生が教えてくれたのは、歌でした。私たちは歌が苦手ですが、手をたたいただけでした。それでも先生は気にせず、明るく大きな声で歌っていました。変な人、何度も思いました。く本当にいろんなことがありました。そんなことをしていくうちに、先生がすごく優しいいい先生だなんて、わかってきました。暴力やいじめを嫌う先生は、いつも私たちに『いじめ暴力はだめ』と言っていました。そのおかげで？ かは、分かんないけど、けつたり、はたいたりすることが無くなりました。先生を嫌った時もありました。でも、いつも最後には、私たちのために尽くしてくれる、優しい先生を知りました！ 私たちのことになるとすぐに泣いてしまう先生。でも、私はうれしかったです。そこまでわがままで変態な私たちを信じてくれることが……。私は先生が担任で本当によかったです！ 先生の授業も、先生も大好きです。今まで本当にありがとうと書いてきました。

B子より

「主権者教育」として、小学校教師ができることは、人間・大人と社会に対する信頼感を育てることではないか。その信頼感なくして、社会に前向きに関わっていくこととする意志は持てない。「どうせ、オレは」「どうせ、ワタシは」という心情でどうして社会に向き合うことができるだろう。

子どもたちにとって、「人間・大人」とは、担任。そして、「社会」とは、クラスメイト。だとすると、小学校における主権者教育とは、担任と学級の同級生に対する信頼感を育てることではないだろうか。そのためには、私たち学級担任ができることは、子ども一人ひとりの「いのち」「こころ」に寄り添い、それを傷つけず大切に、励まし応援し続け、例え「裏切られても」子どもたちを信頼し続けていくこと。子ども同士を繋ぎ、学び

合うクラスを創っていくことだろう。

その教師たちの努力を踏みにじり、子どもたちの心と友達関係を傷つけ歪め、主権者意識を奪っていくものが現在の学校を支配している。それは「全国学力調査」であり、「高校入試制度」である。子どもたちの「人間らしく生きる権利」を考えると、その廃止・改善を強く求める。私の最後の学級だよりの名前は『いのち輝け』。

(白石・小学校教員)



動き始めた子どもたち

震災総合学習その後

瀬成田 実

Fプロジェクトの発足

研究センター通信第81号（2015年12月発行）で、本校1年生の聞き取り調査までの取り組みを紹介した。そこまでは、①いのち②学びの総合がねらいであった。その後、子どもたちは聞き取り調査発表会（1月末）や「いのちのステージ」（3月18日）を経験する。2年生に進級した子どもたちは現在、次のステージに歩を進めている。

2年次は「思いを行動に」がテーマである。ねらい③の「社会参加」の学力をどう身につけるかが課題となる。

3月に約20名で発足したFプロジェクト（ふるさと・復興・フューチャー）の3つのF。以下、Fプロ）が中心となる活動や、「16歳の語り部」など被災地の若者を招いての学びがそのメインとなる。前者はFプロジェクトという任意の組織が学年や全校の取り組みをリードし、後者は、自分たちに何ができるかを考える際のモデルにしてほしいという教師の願いで実施するものだ。これらはすべて、自分たちの町をどうするかという「主権者」としての生き方に少なからず影響を及ぼすものになると考えている。

菖蒲田浜海浜清掃

さて、2年次のこれまでの取り組みを振り返ってみたい。

4～6月は、5月に実施した鬼首での「農業体験学習」の準備やまとめに追われ、Fプロの活動は、熊本地震の新聞スクラッ

プを玄関ホールに掲示することぐらいであった。でも、子どもたちは、鬼首の夜、お世話になった農家の方々との交流会で、震災の取り組みを紹介したり、全員で「花は咲く」を大合唱するなど感動的な演出を行った。農業体験をまとめた班新聞の中身もその発表会も、1年次の学びの深まりを感じられるものとなった。

では、行動はどうしたらよいか。1年次の震災学習で、当初から多くの子どもたちが「ボランティアをしたい」「仮設住宅の入居者を励ませたい」などと語っていた。それを実現するときが来たのである。

ある時、社会福祉協議会（以後、社協）の方から「ならば」という一般社団法人を紹介していた。6年ぶりに菖蒲田浜海水浴場を再開するにあたり、その会が主催して7月9日（土）に大掛かりな海浜清掃を行うというのだ。さっそく代表のSさんとFプロ代表者による打ち合せ会を実施。校内に参加を呼びかけるポスターを掲示し、申し込み箱も玄関ホールに設置した。当日は総勢350名の3分の1を本校生徒が占めて清掃活動が行われた。

災害公営住宅での交流会

同時に企画を進めたのが、菖蒲田浜災害公営住宅の入居者の方々との交流会であった。これも社会福祉協議会の方がつないでくれた。6月に、Fプロリーダー5名が区長さんとの打ち合せで住宅を訪問。「仮設住宅と違って公営住宅はボランティアに

来る人が減った」「地元の中学生在が来てくれるのは何よりうれしい」「高齢者の入居率が高く、独居老人も10数名いる。なかなかイベントにも出てこないの、そのきっかけになれば」という話を聞いたとき、Fプロリーダーたちの心に火がつく。チラシ、ポスターを手作りし、7月12日に公営住宅で自らポスティングを行った。校内では、生徒会と共催で参加を呼びかけた。結果、当日は27名が参加。出し物は、ソーラン踊りと松小（松ヶ浜小）太鼓。デザートも手作りして持参した。準備の取り組みもすばらしかった。夏休みに入り、3年生のT男を中心にM小学校まで太鼓の練習に出かける。ソーランも校内で特別講師のSさんを招いて汗を流す。デザートは、提案者のH子を中心に当日の3日前、2年生の有志9名が調理室で作る。会場の装飾やプログラムづくりも含め、すべて子どもたちによる手作りの催しとなった。

いよいよ当日。集会室前の中庭でオープニングの太鼓演奏。続くソーラン踊りは、リーダーの3年生N子を中心に笑顔で躍動感あふれる演技を披露。20名を超える入居者のみなさんから大きな拍手をいただいた。その後、集会室内でデザートを食べながら交流。顔を寄せ合って真剣に高齢者の話に聞き入る子どもたちの姿が印象的であった。震災当時の苦労話を語る入居者の方が多かった。「花は咲く」の大合唱のあと代表区長さんがこう話した。「寿命が延びたと思います」と。

笑顔で会場を後にする入居者の方々の姿を見た時、中学生はお年寄りを元気にするすごいパワーを持っていると感じたのは私だけではないだろう。

会に参加していた社協の方は「すばらしいサロン活動だ。社協だよりも紹介したい」、参加者の中にいた私のかつての教え子のお母さんも「また来てほしい」とあいさつしてくれた。本当に温かい会になった。

「これからは困っている人を自分が励ましていきたい」と何度

も作文に綴ってきた震災で母親を亡くしたY子も参加。心に傷を負う子どもも、地域に出かけたり被災者と交流することにより、気持ちがあんどん前向きになっていると感じる。最近、FプロのN子やK子から、別の災害公営住宅でも交流会をやりたいたいという話が出た。私は「先生に頼らず、自分たちで足を運んで話をつけておいで」と伝えた。「地域で生きる」子どもたちが育ちつつある。

9月6日には、東松島市在住の「16歳の語り部」や佐藤敏郎さんを招いての会も計画している。3年次には、思いを「発信」するところまで成長してくれればと願ってやまない。

（七ヶ浜・向洋中）

Fプロジェクト新聞

③るさこ、③っこう、③チャー

<第3号> (通算7号)
2016年8月24日
発行：向洋中2学年・藤成田

Fプロと生徒会が共催 「寿命が延びた」 「また来て欲しい」

葛藤田浜災害公営住宅 入居者と向洋中生の 交流会(7月31日)

7月31日、葛藤田浜災害公営住宅集会所で、向洋中学生と入居者の方々の交流会が開かれました。主催はFプロジェクトと生徒会。

Fプロジェクトの職業学習での学びを生かし、「地域で役立つことをしたい」という声と生徒会執行部の「地域住民との交流会を持つ」という方針とのコラボレーションとして実現したものです。

当日は、自治会長さんや区長さんなど役員のみなさんたちが、ブルーシートや椅子を準備して下さい、向洋中学生を歓迎してくれました。

話し合い中、集会室前で開会。執行部のRSさん(3年)が、生徒を代表して「笑顔で元気に披露するので楽しんでほしい」とあいさつ。代表区長のIさんからは「高齢化率60%の団地。楽しみにしていた。入居者に若返ってほしい」と取組のあいさつ。

会では、はじめに南中ソーランを披露。チームリーダーのNOさん(3年)の元気な「構え!」の掛け声で力強い踊りが開始。はじける踊りに、入居者の皆さんから大きな拍手が湧き起こりました。

つづいて松小太鼓。YSくん(3年)のあいさつと一帯太鼓から演奏が始まり、徐々に叩き手が増え、最後の「ヨイヨイヨイサー」の掛け声が決まると、会場は大きな拍手に包まれました。

向洋中生
27名と
入居者30名
が参加!





9

中学校社会（公民的分野）を考える

石井 宜

1 中学校の主権者教育はどうあるべきか

高校で主権者教育を進めるための副教材『私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために』（総務省・文科省作成）では、「政党の選挙公約をもとに生徒が各政党の政策を学び、模擬選挙を行うこと」を推奨している。例えば、「未来の知事を選ぼう」というテーマで、大学生等を候補者、高校生を有権者と見立てて「地域の課題」を選挙争点とした模擬選挙を行わせたり、「実際の選挙に合わせて模擬選挙をやってみよう」というテーマで、学校で関連する資料が入手しやすく、総合的な判断が必要とされる国政選挙、特に政党の主張で判断する比例代表選挙を行わせたりしている。この2つの実践だけで、全104ページのほぼ1/5、実践編だけで見れば約60ページの1/3がこの2つの模擬選挙で占められているのである。

私自身、中3の公民の授業で模擬選挙（もどき）をやったことはある。生徒たちはおもしろく取り組み、（ある程度は実際の政党に似せてつくった）架空の政党の政策のちがいを比較しながら投票する体験ができたので、やらないよりはやった方が良かったと思うが、2時間かけて行う意味を見いだせなかった。それに、各党の公約、政権公約（マニフェスト）のちがいを中学生がどれだけきちんと理解できるかは何ともいえない。

それゆえ、私は、中学校段階では公民的分野を一通り学習して社会（の現実的な課題など）に関する興味・関心をより高めさせるとともに、基礎的な知識もきちんと身に付けさせるのに

力を入れ、模擬投票をさせるのは、高校生段階に任せるべきだと考えている。つまり、例えば憲法改正や社会保障制度、原発（の再稼働）などを例にして、どのようなことが争点・話題になっているかを具体的に示し、少しずつ自分の意見を持てるようにさせていくことが、中学校では必要なことだと思うのである。これは、発達段階を踏まえることでもあるが、高校（の主権者教育、及び公民科の授業）でどれだけこのようなことをやれるのか、疑問に思っていることでもある。事実、文科省の調査では「今年度、全高校の96%が主権者教育を実施する」としたが、2割は授業時間を1時間しか確保しておらず、現実の政治課題を扱う予定の学校も3割にとどまっている（6/21付、読賣新聞）ということなので、なおさら中学校で現実の政治課題を扱う必要があると思う。

2 具体的にどのようなアプローチをするか

最近の時事問題・ニュースを積極的に取り上げたり、世論調査の結果を紹介したりして、社会への目を開かせる。どのような時事問題・ニュースが、誰のアンテナに引っかけかかって興味を持ち、「社会への目」を開き、主権者意識につながるかわからない。それゆえ、様々な話題を紹介していく。また、特に世論が対立しているような大きな問題に関心を持って考えさせることで、少しずつ主権者意識につながられるようにしていく。その際には、賛成側・反対側両方の意見を公平に取り上げ、それらに対比させながら、自分なりの考えを持てるようにさせる。

3 どのようなねらいを持って、内容に力を入れていくか

(1) しつかりとした憲法学習をさせる。

自分たちの自由や権利を守るためには、憲法の内容を理解し、その大切さを実感する必要がある。また、憲法制定の歴史を理解させることも必要である。「押しつけ論」を真正面から否定するのではなく、改憲派の主張も提示した上で、押しつけられたものなのかどうかを、しつかりと考えさせていく。

(2) 平和を守るのは自分たちだという意識から

主権者意識を確固たるものにさせる。

まず、平和でなければ人権（自由や権利）や教育、それに政治参加などを保障できるはずがないということを第二次世界大戦の歴史などから徹底的に理解させる。そして今後の日本の平和主義のあり方について、第9条と安保法案の概要、賛否両論などをからめて考えさせる。

(3) 人権学習を通して憲法・立憲主義の大切さに気付かせる。

いかに憲法で自分たちの権利・自由が保障されているかが分からなくては、憲法・立憲主義の大切さを実感できるはずがない。単なる権利・自由や差別の問題が羅列で終わらないようにさせるために、新聞記事を使って必要な資料を補充していく。

(4) 選挙や政治に関心を持たなければ

主権者意識が育つわけがない。

生徒に関心を持たせたい、考えさせたいテーマは、数限りなくある。例えば、小選挙区制の是非、投票の義務制、一票の格差、参議院不要論、規制緩和の功罪、えん罪、再審、死刑制度の是非、住民投票、市民オンブズマンなどである。これらの話題が生徒たちの関心のアンテナに引っかけたり、主権者意識につながっていくようにさせたい。

(5) メディアリテラシーを身に付けさせる。

例えば、川内原発の再稼働に対する河北新報と讀賣新聞の社説を比較させて論調がちがうことに気付かせたり、同じニュースでも新聞社によって扱い方がちがう例を示したりして、さまざまな（角度から）情報を入手することの大切さに気付かせる。

(6) 社会保障制度の問題は、イコール政治の問題であるということに気付かせる。

社会保障制度のあり方は、わが国の財政の問題、そして何よりも生徒たちの負担増に關わる重大な問題である。社会保障費の増大が財政を圧迫しているからといって増税に頼って良いかを資料をもとに考えさせたい。また、『若者よ選挙に行こう 投票しないと1人あたり4000万円損!』という書物のタイトルの意味することを読み取らせ、今後の社会保障制度のあり方は、若者の投票行動次第という部分もあるということに気付かせて、将来の投票に結びつけさせたい。

また、その一方で、「老後破産」、「高齢者世帯の生活保護受給の増加」など、高齢者の年金や医療保険制度にも大きな問題があり、それはイコール政治の貧困がもたらすということにも気付かせ、本場の福祉国家の建設をめざすための財政支出のあり方などにも、今後考えがめぐらせることができるようにさせたい。

(7) 人間らしく働ける社会をつくるための

労働法学習は必要である。

働く人の現状から「労働者の権利」から見て何が問題なのかに気付き、その上で人間らしく働ける社会をつくるためには何が必要なのか、自分は何をすべきかなども考えをめぐらせるようにさせたい。



(8) 世界のことにも目を向けられる

主権者に育てなければならぬ。

世界の国々、人々・子どもの現状をしつかりと把握した上で、今後日本はどのような道を進まなければいけないかなどを考えられる主権者を育てなければならない。そのために、国連の常任理事国入り問題、日本の難民政策のあり方、児童労働、少年兵、世界開発援助（ODA）のあり方、エネルギー政策、食料自給率の問題、そして唯一の被爆国日本が今後の世界平和の実現のためにすべきことなどを重点的に取り組ませたい。

4 まとめ

はつきりいって、これらのことを中3の公民の授業の中でや

るのは時間的に厳しいし、資料の準備もすごく大変である。したがって、教師自身が特に力を入れたいテーマや、あるいは資料を準備しやすいものなどを中心に、取捨選択してやっていけば良いと思う。ただ、「憲法制定の歴史」や「メディアリテラシー」だけはきちんとやる必要がある。それは、言うまでもなく、中学生は一方的な情報だけを鵜呑みにして、それを正しいと信じ込むことがないようにするためである。また、教師側も、自分の考えを押しつけることがないようにしなければならないということも肝に銘じなければならない。

(仙台・八木山中)

生徒会の要求実現活動で政治を学ぶ

佐々木 忠 夫

1. はじめに

若者の投票率の低さは作られたものである。

1968年、世界中で若者はベトナム戦争に反対し、国内の改革を求めて立ち上がった。首都大学東京特任教授宮下与兵衛氏によれば、このとき欧米の政府は子どもたちを学校運営や教育行政に参加させ、政治活動を認めたのだ。反対に日本では文部省（当時）は「69通達」により高校生の政治活動を原則禁止した。さらに、「1970年度学習指導要領で、生徒会の項から民主的行動や自治的能力、公民的資質向上の目標を削除する。

そして、1978年度学習指導要領で、特別活動全体から自

治的能力という目標を完全に削除して」（杉浦正和・芝浦工業大学『高校・中学校教育研究報告書（2010年度版）』）しまった。この「69通達」以降、高校生の政治活動は好ましくないという意識が作り出され、学校現場だけでなく、社会一般にも浸透したのだろう。すなわち、若者の政治離れは作られたものなのである。

それでは政治とは何か。政治哲学者ハンナ・アーレントの考えを参考にすると、様々な利害関係を調整して、大多数にとつて住みよい社会を作っていく過程であると考えることができる。

そうすると、生徒会で行う要求実現活動はまさしく政治的なのである。

模擬選挙で投票のやり方を学んだり、選挙管理委員会の講演会など聞いたりするだけでは、政治に対する意識を高めることができないだけでなく、逆に選挙に利用されるだけの若者を作ってしまう危険性がある。

今こそ、生徒会活動を通して政治を体感させる必要があるのだ。

2. 水飲み場増設運動

小牛田農林高校の平成26年度第1回生徒総会で「水飲み場」増設を議題に取り上げた。

それは全生徒のアンケートにあったごく少数の「現在水を飲めるところがないから作ってほしい」という要望から始まった。

これは少数意見ではあるが、深刻な問題であることは執行部の生徒たちは感じていた。そこで、私は「どが渴いたときに、ジュースを買うお金がない生徒にとつて、きちんとした水飲み場があることがどれだけ大切か。少ないかもしれないがそのような生徒のために頑張らない生徒会は生徒会ではない。一番困っている仲間を見捨てることだ」と話した。

問題はどうかやって議案として提案するかである。今まで何度か取り上げても、予算の壁に阻まれて実現できなかった課題である。

そこで問題を整理するために、いくつか考える視点を生徒会執行部に私から提示した。

「他の学校の水飲み場はどうなっているのか?」「生徒は本当に困っているのか?」「水って、何で大切なのか?」

まず、他の高校の友人にメールで状況を聞いた。出身中学校の水飲み場の状況を出し合った。そして再度アンケートをとった。

小牛田農林は蛇口の数はいくつもない。しかし、校舎の外にあるものも含めてである。反面、普段生徒が生活している教室

棟には少ないのである。水飲み場は各学年の教室前に一つずつあるだけである。

アンケートには約7割の生徒が水飲み場を作ってほしいと回答し、「日頃生徒はどが渴くと自販機で飲み物を購入する」「夏の期間は自販機の飲み物が売切れることが多く、水飲み場を活用する生徒がいる」という具体的な状況が見えてきた。さらに、「水飲み場は普段、掃除で使った雑巾を洗った水を流して清潔ではない」「蛇口が上向きにならないため、水を飲むとき不便である」ということもわかった。

最後に、衛生面での専門的な意見も必要であると考へ、養護教諭から「水の大切さ」について話を聞いた。

「水は飲むためだけでなく、人の体を衛生的に保つために必要である。例えば、うがいや手洗いは感染予防に対して最も効果的で簡単に行うことができる。学校という多くの人が生活する場であるため、感染症には気をつけなくてはならない」と言うのが養護教諭の話だった。これらの情報を元に議題を練り上げていった。

生徒総会の当日は執行部からの提案説明が進むにつれて、今までとは違い、生徒からも意見が出た。

「早く、水飲み場・手洗い場が欲しい」「衛生的に保つ上で必要ということが分かったので、欲しい」

生徒総会が終わると、傍聴していた校長が「今日の生徒総会はやかった」と生徒会顧問に直接言ってきた。そして、要望を申し入れる前からは動き出していた。

5月下旬に教員組織の校内施設検討委員会が養護教諭も加わって、水飲み場増設の検討が行われた。7月に県の担当課に対して、学校より要望書を提出した。そして、県より正式に予算が下り、冬休み中に2年生と3年生教室前の水飲み場が増設された。1年生教室前の水飲み場は翌年に増設された。



左が新しい水飲み場です。右が古いものです。

これは画期的なことである。今まで何度か要求を出したにもかかわらず、実現できなかったことが教員だけでなく、県当局も納得し、年度途中で予算をつけたのだから。

3. 生徒たちが示したのも

この取り組みを通して、生徒たちは自分たちの力で学校を変えられることができたという達成感とともに、「やればできる」という自信のようなものも持ち始めている。

当時の生徒会長は声を上げることの大切さを痛感し、「私たち

でも学校を変えられると証明した」と言っている。また、副会長は自分たちの要求が正当であることを学校や県当局に理解してもらうために、その根拠を示すことの大事さを学んだと言っている。

それは意見表明権の行使であり、利害調整の重要性である。これこそまさしく政治的活動であり、それによつて水飲み場は増設できたのである。

(小牛田農林高)

憲法と主権者教育 — 18歳選挙権時代の課題

田中武雄

上からの主権者教育

政府主導の「主権者教育」が進行している。2015年2月17日、参院本会議において安倍首相は、「学校教育と選挙管理委員会、地域が連携し、あらゆる機会を通じて主権者教育を進めていく」とのべた。そこには、第1次安倍政権下の「国民投票法」(2007)から「改正公職選挙法」(2015・6・17成立)に至る「改憲」に向けた条件整備としての安倍「教育再生」のねらいが見え隠れしている。

本年(2016)6月13日、文部科学省は「主権者教育の推進のための検討チーム」(主査：義家弘介

文部科学副大臣)の最終報告をまとめ、「子供たちの発達段階に応じ、学校・家庭・地域が主権者教育を推進」するとしている。ここでも、教育委員会と選挙管理委員会が連携し、地域行事や出前講座の実施などの地域における主権者教育を推進することが謳われている。

既に、昨年9月には、文科省が総務省と提携して補助教材『私たちが拓く日本の未来』及び指導マニュアル『活用のための指導資料』を作成、配布している。前者では、高校生が、有権者になるにあたっての選挙の実際に関する知識や政治の仕組みの解説を、100頁余の凡そ2/3を費やしてディベートや模擬選挙、模擬請願等の(実践編)を載せ、後者では、

補助教材を活用した指導事例を提示し、最後に「指導上の政治的中立の確保等に関する留意点」を載せている。

そして8月1日、中央教育審議会教育課程企画特別部会から新学習指導要領に向けた審議まとめ(素案)が出された。「素案」では、新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目として、「小学校の外国語教育の教科化」と高校の新科目「公共(仮称)」の新設を打ち出した。「公共(仮称)」は、主権者教育を担う共通必修科目とされており、昨年8月の特別部会「論点整理」では、「社会的・職業的な自立に向けて必要な力を育むキャリア教育の中核となる時間として位置付けることを検討する」として、「政治的主体となること(主権者、有権者……)」という教科イメージが図示化されていた。

他方、先の「公職選挙法」の審議過程では、政府主導の「主権者教育」とは角度の違う主張も展開された。全国及び地方・ブロックの新聞各紙の「社説」は、こぞつて「18歳選挙権と主権者教育」について掲載した。それを時系列的にあげれば、「主権者教育を急ぎ

たい」(高知新聞、2015・1・13)、「主権者教育に力を注げ」(京都新聞、同・3・7)、「主権者教育の充実に不可欠」(琉球新報、同・6・5)、「主権者教育／現場の創意工夫に委ねよ」(信濃毎日、同・6・6)、「主権者教育」を期待」(茨城新聞、同・6・18)、「自由な主権者教育を望む」(福井新聞、同・6・18)、「良質な主権者教育を」(中日／東京新聞、同・6・19)等などである。

例えば、「力ギを握るのは教育である。……ルールに従うだけでなく、権利を行使し新しい社会をつくる人を育てたい。政治を考える教育は、次の民主主義をつくりだす営みである」(18歳選挙権／教育が力ギを握る)朝日新聞、2015・3・12)「憲法への理解を深めることや、その根本思想である立憲主義などについても取り上げられるべきだ。そうしないと、憲法改正や安全保障などの問題に対して、適切な判断はできないだろう」(「良質な主権者教育を」中日／東京新聞、同・6・19)とのべられている。ここには、いわば「上からの主権者教育」とはオルタナティブ(対案的)な見解をうかがうことができよう。

高校生の政治教育と政治活動

18歳選挙権導入にともなって、文部科学省通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(2015・10・29)が出された。1969年(なお、当時は「通達」)以来46年ぶりの見直しである。

周知のように、同通知は、教育基本法第14条(旧第8条)〈政治教育「1. 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。2. 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」に關わるものである。

2015年10月5日、文科省は、見直しにあたって、全国都道府県教育長協議会、全国高等学校校長協会、日本私立中学高等学校連合会、全国高等学校PTA連合会の関係4団体からヒアリングを行った。そのうち、佐野元彦全国高等学校PTA連合会長意見書(修正版、同・9・30)は特筆すべき内容であった。「意見書」は、先ず「今回の選挙権年齢の引き下げは、我が国において本格的に主権者教育を推進する転機となる画期的な政策」であるとのべ、その上で、「選挙権以外の政治的権利は高校生すべてに一律保障すべきである」と考える。同時に高校生と大人の間にも権利上の差別があつてはならない」と説いている。そして最後に、「日本国民は、国民として市民として公民として、政治的教養の陶冶をあまりにもないがしろにしてきた。……今後の主権者教育の前途には様々な課題があつて試行錯誤の連続となるであろうが、必ず上手くいくものと信じている」と将来に期待を寄せている。この意見は、文科省「通知」に至る過程で、採り入れられることはなかつたが、すべての高校生に政治的権利を保障すべきという主張は、本来の主権者教育としての政治教育のありかたを質すものであつた。

確かに、文科省「新通知」は、高校生の政治活動を禁止した69通知(「通達」)を廃止、校外における政治活動を一部容認し、また、授業等において、具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が自らの判断で権利を行使できるよう、具体的かつ実践的な指導を行うこととするなど、今後の取り組みに可能性を残している。

しかし、文科省初中局長から出された「Q&A集」(2016・1・29)では、校外の政治活動についても、「届出をした者の個人的な政治的信条の是非を問うようなものにならないよう」各学校で適切に判断することができるとしている。さらに、新旧「通知」における日本国憲法の扱い方を比較すれば、旧通知では、政

治的教養に必要な基礎的な知識として、「たとえば民主主義の理念、日本国憲法の根本精神、民主政治の本質等について正確な理解を得させる」とあつたものが、新通知では、「日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し云々」と狭められ、また、「公職選挙法137条及び日本国憲法の改正手続きに関する法律」における教員の地位利用の禁止など憲法のなかみを著しく後退させている。

明日の主権者教育に向けて

憲法・教育法学者の永井憲一氏は、つとに「主権者教育権」を提唱してきた(『主権者教育権の理論』三省堂、1991、及び「今こそ、『主権者教育権』を叫ぼう」朝日新聞「声」欄、2015・5・3等)。かつて永井氏は、教育基本法文献選集7『政治教育・宗教教育』(学陽書房、1978)を編集し、(解説)の中で、文部省内教育法令研究会著『教育基本法の解説』(国立書院、1947)の「立法者意思」を確かめ、「その整然たる説明に眼を見張る想いがする」とのべていた。

例えば、「……良識ある公民たるに必要な政治的教養とはいかなるものがあるであろうか。第一に、民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識、第二に、現実の政治的理解力、及びこれに対する公正な批判力、第三に、民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念などがあるであろう」といった件(ぐたり)である。

本選集は、憲法・教育基本法成立から30年を経て編まれたものである。ここで永井氏は、「主権者教育のための憲法教育」(第V章)を組み、関連する論文を採録している。中野光「戦後における憲法教育の目的と方法」(永井憲一編『学校の憲法教育』勁草書房、1975)は、戦後初期の文部省著作教科書「あたら

しい憲法のはなし』(1947)や『民主主義』上・下(1948~1949)の啓蒙的限界を超えて、憲法・教育基本法を再確認していく民間教育研究運動をトレースしている。

例えば、公害学習の先駆的実践(1968)を行った田中裕一の「基本的人權の基本的闘いを、今もつともレアルな実感と苦しい体験をもって水俣病が提起している」という言葉を引いて、人間の生きる権利と結合した教育実践の深まりが、憲法そのもののちからを強め発展させるものであったとのべている。

また、藤岡貞彦『政治教育と社会教育』(碓井正久編著『社会教育』第一法規、1973、なお原題は「政治教育」)は、「教育基本法は……日本国憲法に基づく明確な国家像と国民像、歴史に学ぶ態度、科学的判断と自主的実践力を、政治にかかわって学習者(子ども・青年・成人)に期待した。……これを具体的にみれば、政治に対する能動的な主体たりうるための政治的教養―その中核としての憲法学習(人權保障と平和の理念の学習)を、教育の全分野・全領域にわたって要請した」ととらえ、「公民教育」から「市民教育」へ、さらには「国民教育」に至る戦後の社会教育における政治教育のあり方を究明している。

このような理論的・実践的蓄積の上に、どのような主権者教育を展望していくかが課題であろう。佐貫浩監修・教育科学研究会編『18歳選挙権時代の主権者教育を創る』(新日本出版社、2016・6)は、その課題に一つの指針(ガイダンス)を与えるものである。サブタイトルに「憲法を自分の力に」と付した本書は、集団的自衛権の解釈改憲から明文改憲への政治的動向に抗する共通の「磁場」に立っている。中でも、直接に憲法と主権者教育をテーマとしている第6章「憲法改正を考える授業のつくり方」(杉浦真理)と第13章「憲法的正義の継承と立憲主義の学習を土台に」(佐

貫造)は、情況に、実践と理論で正対している。

例えば、杉浦論文は、憲法第97条の理解が力ギとなるとのべ、「単なる憲法改正問題ではなく、人類の自由獲得史の1ページとして議論されなくてはならない。そして、憲法改正問題は、シティズンシップ教育として、主権者の政治的リテラシーを育て、それを行使する政治的公共性を担う能動的な市民に育つように、展開されるべきである」と結んでいる。

また、佐貫論文は、最後に、「子どもたちに保障されるべき憲法的正義が奪われている現実がある。……今の自分自身の生活に憲法的正義が不可欠のものであることを発見できるかどうか、そしてその発見の回路を

「主権者教育」について

18歳選挙権の実現を機に、「主権者教育」に関する様々な議論がなされている。これらの議論は、主として「主権者教育」はいかにあるべきか、という観点でなされているように思われる。しかし、「主権者教育」の内容を論ずる前に、「主権者教育」という言葉自体の不思議さに着目する必要がある。

日本では大日本帝国憲法の下での主権者は天皇だった。とすれば、戦前の「主権者教育」とは天皇に対する教育を意味するが、戦前に「主権者教育」があり、「主権者教育」のあり方が国民的に議論されたことな

通して、現代と未来に対する憲法の価値をあらためて発見するというプロセスが求められているのではないかと指摘している。

ここに明日の主権者教育に向けたメッセージを受けとることができよう。私たちは、再び三たび、子どもたちの生活世界に憲法を再創造しなければならぬ。

※ なお、広く主権者教育論については、宮下与兵衛『高校生の参加と共同による主権者教育―生徒会活動・部活動・地域活動でシティズンシップを』(かもがわ出版、2016・4)を参照されたい。

(宮城教育大学名誉教授)

小野寺 義 象

どはなかった。大日本帝国憲法の下では「主権者教育」などは存在せず、存在したのは「臣民教育」、例えば教育勅語の忠君愛国精神を詳細に具現化した「臣民の道」(1941年)などだけだったのである。

とすれば、現在当たり前のように使われている「主権者教育」という概念は、主権者に対する教育一般なのではなく、歴史的に特別の意味をもった概念だということを引きちんと押さえておく必要がある。

端的に言えば、日本国憲法の下での「主権者教育」の本質は、戦前の「臣民教育」を否定することであり、「主権者教育」の目標・課題は、日本国民が臣民から

主権者に脱皮することにある。

この本質、目標・課題を曖昧にすまま、生徒に選挙制度の知識を教えたり、模擬投票などをさせてみても、このようなものは似非「主権者教育」でしかない。

国民が主権者になるということは、「政府によってだまされない国民」になることである。

故伊丹万作映画監督は「エッセイ集」（ちくま学芸文庫）に収められた「戦争責任者の問題」（92頁以下）に、以下のように記している。

「いくらだますものがないでも、だれ一人だまされなかつたとしたら今度のような戦争は成り立たなかつたにちがいないのである。つまりだますものだけでは戦争は起らない。だますものとだまされるものとがそろわなければ戦争は起らないということになると、戦争の責任もまた（たとえ軽重の差はあるにしても）当然両方にあるものと考えざるほかはないのである」

「あんなにも造作なくだまされるほど批判力を失い、思考力を失い、信念を失い、家畜的な盲従に自己の一切をゆだねるようになってしまった国民全体の文化的無気力、無自覚、無反省、無責任などが悪の本体なのである」

「『だまされていた』と云って平気でいられる国民なら、おそらく今後も何度でもだまされるだろう」

「一度だまされたら、二度とだまされまいとする真剣な自己反省と努力がなければ人間が進歩するわけはない」

長い引用をしたのは、「政府によってだまされない」ことが主権者になるための第一歩だと私には思われるからである。主権者教育の目的も、「政府によってだまされない」国民を作ることだと思ふ。

その意味では、安倍政権に勝る教材はない。

昨年9月19日に強行採決された安保関連法案Ⅱ戦争法案の審議のなかでも、砂川事件最高裁判決や政府の1972年答弁が集団的自衛権の行使を認めているなどという暴論、現に戦闘が行われていない非戦闘地域で後方支援をしても自衛官のリスクが高まることとはない等の空論が繰り返し平気で述べられた。このような言動には国民をだます自信があつたのであろうし、国民をだまされる臣民に戻せると判断したからであらう。

そして、私たちの安保関連法反対の街頭宣伝に對して、「中国が攻めて来たらどうするんだ」などと批判する。個別的自衛権と集団的自衛権の違いを知らない、より正確に言えば、知ろうともしない大人たちがかなりいることをみると、主権者教育が本場に必要とされるのは、子どもたちではないように思われるのである。

（二番町法律事務所・弁護士

「命と向きあう教室」…………… 制野俊弘 著 ポプラ社

未曾有の被害をもたらした東日本大震災を決して忘れてはならない、と多くの人が言う。しかし、現実には時間の経過とともに記憶から薄らぎつつある。被災地を訪れば、雑草が生い茂り、かつてはそこに住宅があり人々の生業があつたことなど想像もできない風景が広がっている。本書は、「決して忘れてはならない」3・11以降の子どもたちの葛藤と成長を綴つた貴重な教育実践記録である。

制野氏は、震災後、今自分たちにできる教育実践は何か、子どもたちの事実や私たちの実践を書き綴ろうと呼びかけてきた。生きて再会した子どもたちと行った「生きている証」の授業から始まり、運動会、みかぐら、そして「命」の授業。どの実践も目の前の子どもの向き合う中で、何が子どもたちにとって意味のある学びなのかを考えながら取り組んできたものだ。特に「命」の授業は、手探りであっても、今取り組まざるを得ないというものだった。



私は、制野氏と被災後、小中で間借りする学校が隣同士となり、互いの学校・子どもたちを絶えず見聞きしてきた。学校の統合後は、私の教え子たちが制野氏の中学校でお世話になることとなった。目を見張るのは、本書に登場する中学生が綴る作文の豊かさだ。震災時、小学生だった子どもたちにとって大震災の衝撃はあまりに大きく、そのことを「書き綴る言葉」を手にしていない子が多かつた。それが中学生となり仲間と学ぶ中で「書き綴る言葉」を豊かに獲得する姿に驚く。その背景には、綴り方教師として歩んできた制野氏の優れた実践があつたからである。改めて教育の力を実感する。

「子どもの『生きる』に寄り添う教師でありたい」という制野氏の言葉に、「魂の技師」である教師の姿を見ることが出来る。本書を通して、今一度教育の原点を考え合いたい。 渡辺孝之（鳴瀬桜華小）



子どもの思いを受けとめて

永澤 一 浩

今、2年生を受け持っています。転勤してから、4回目の2年生。山王小で初めて持った2年生は、もう、中2になります。どの年もどの学年を受け持つても、必ずやることは、

1. 毎日日記を書く。

2. 毎日、できるだけ通信を出して、子ども達と読み合う。

この二つだけです。それ以外のことは、恥ずかしくて、取り立てて「こうです」なんて言えるものは、一つもありません。2学期、始業式の前日、子ども達はどんなことを思っ過ごしているのか、始業式の日に前日のことを日記に書いてもらいました。(児童名は全て仮名)

みんなわかっているかなあ

おもったこと (8月26日)

なつみ ち はやこ

ほくは、きのこのやあ、

「みんなわかっているかなあ。みんな、どんなやつやすみだつたかなあ。あ、でもあした、しぎょうしぎだから、みんなにきいてみよう。」

とおもいながら、おふるをあがりました。

「ほくのなつやすみはなつ。」とおもいました。(69)

はやとくんの他に、3人の子の日記を読み合いました。みんな、友達に会いたい、みんなそろそろいいなあ、友達や先生に会える。という内容のものでした。さあ、2学期の勉強だ、がんばるぞ、という内容のもはありませんでした。勿論、勉強や学習することが大切ではないとは言っています。でも、子ども達と、私達、教師の間に『すれ』はないのかなあとふと思ってしまう。「みんな元気に登校して来て、クラスの間にも会えて良かったね」と、子ども達の思いを受けとめ、勉強や学習のことは、もう少し後でもいいんじゃないかと思いました。友達に会えたとか、来るのが不安だったんだとか、自分の思いを受けとめる人が側にいてくれることが、どれだけ大切なことなのか、私達は、もう一度考えてみなければならぬと思います。

通信に出せなかった日記があります。のぶお君の日記です。ゆうじ君という学級の仲間がいます。お弁当も何回に1回かは、いろいろな事情で持つてくる事ができません。お弁当の日、私は、自分の分とゆうじ君の分のおにぎりを持つていきます。お弁当をとって、後で、保護者の方からお金をいただくという方法

もあります。どの方法が、一番いいなんて分からないです。ただ、私は、ゆうじ君のことを気にしている人間が側にいるんだよ、ということを知らせたくて、おにぎりを持つて行っています。その時に書かれた日記です。

ゆうじくんは、

おかずをあげた (6月22日)

なつみ ち はやこ

きょう、おべんとうをたべてるとき、ゆうじくんのおべんとうが、おにぎり二つでした。ほくは、

「かわいそうだなあ」

と思いました。かわいそうなので、

「ゆうじくん、おかずあげな。」

と言いました。ゆうじくんは、

「ありがとう。」

と言いました。ほくは、スイカ一きれと、にこみハンバーグと、たこさんウィンナーとささかまをあげたやつをあげました。ゆうじくんは、かおでおいしいよとあらわしていました。

次の日、のぶお君の日記を読むまで、このことは分かりませんでした。のぶお君を呼んで、「ありがとう。のぶお君、ゆうじ君も食べたいたろうなあと思っただんだね。自分の

気持ちを行動に移したなんてすごいなあ。ゆうじ君のおいしいよという顔を見ると、のぶお君もうれしいね。先生もとっても、この日記を読んでうれしかったよ」と話しました。そして、こののぶお君の行動を、一緒に食べてた子ども達が見ています。すぐに書くということに繋がらなくても、一緒に行動してくれる子が増えていけばと願っています。ゆうじ君にとっても、先生だけが気にかけてくれているんじゃないかと、学級の仲間達も、僕のことを気にかけてくれているんだと思うことは、彼にとつて、これから生きていく力になるのではないかと思います。

4月の初めから、毎日、子ども達の様子を見、子ども達の日記を読み、今、どの子と通信に取り上げ、みんなと共に読み合い、日記に書かれていることを確かめ合い、書かれていない行間の部分をどのように補充し埋め合っていくのか。そのことが、私の毎日の仕事です。ピタッと子ども達の心の壁にはまる時もあるけれど、そうでない時もあります。ただ、読み合い続けることは、大事なことだと思ひ、この仕事を続けているだけです。子ども達は、実にいろいろなところから、日記の題材を拾ってきます。家のこと、友達のこと、遊び

のこと、学習のこと、お手伝いのこと、ケンカしたことなど様々です。子どもが選んだ題材が、その子にとつて意味のあるものにしていくことが、2学期の私の仕事の大きな柱です。その例をあげたいと思います。みのる君が弟のことについて夏休み前に書いた作品です。

二年八月廿二日、

しんじろうが立ったこと

7月13日

いさわ みのる

しんじろうが、びょういんから帰つて来て、

しんじろうが、

「立つていって言われたよ。」

と言いました。立つてみたら、ほくの目までありました。うれしかったです。あと、はやくたいいんしてほしいです。

しんじろうのたんじゆ

7月14日

いさわ みのる

今日、学校で、ほくが、

「きょう、しんじろうのたんじゆひだな。」

と思ひました。ほくが、

「でも、しんじろう、にゅういん

しているからいえないな。」と気づきました。ほくが、「今日、でんわしよう。」と思ひました。ほくが、「帰つてきたら、いわおう。」とおもいました。おいわいでなくて、ざんねんです。プレゼントをかって、ケーキをあげたいです。

みのる君は、友達とケンカもします。忘れ物もあります。ごく普通の2年生です。でも3年近く入院している弟の成長にうれしくなったり、誕生日に、言葉贈つてあげたいなあというみのる君の気持ちを、学級のみんなと私とで共有したいと思ひ通信にしました。

私と子ども達の学級は、ごく普通の学級です。「先生、誰々ちゃんがこんなことした」と言いに来るの

は、しよつちゆうですし、なかなか勉強が進まない、みんなちゃんと勉強してよと思つている担任です。「決まった子しか手を挙げてないよ」とも、子ども達に言います。他と違うところは、前述したように、日記と通信があるだけです。

最後に、母の介護を通して、自分はこの人の人格を大切にしているかと常に自分に問いかけ続けています。そして、子ども達に対してもです。先輩教師から、教えられた言葉があります。「教師は、権力を推進していく最前線にいてることを自覚することが大事だ」という言葉です。だからこそ、何を大事にしていかなければいけないのか、その答えは、教室の風景の中にあると思ひます。

(多賀城市・山王小)



教育機会確保法案を どうみたらよいか

寺沢 幹緒

通常国会に議員立法で上程された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律案（略称：教育の機会確保法案）」が継続審議となり、今臨時国会で審議される予定です。この法案は別名「不登校対策法案」とも呼ばれ、一部フリースクール関係者の中には不登校対策に役立つものと歓迎する向きもあるようですが、審議の過程や法律案の条文に即してみても、様々な問題点が浮かび上がってきます。

「不登校対策法案」なのに

不登校の定義が示されていない
まず指摘しなければならないのは、不登校に対する「定義」の問題です。

第二条三項に示されている「不登校児童生徒」の定義を見てみましょう。

不登校児童生徒 相当の期間
学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

まるで、「子どもが不登校になるのは子ども個人に問題があるからだ」というような言い方です。法案が不登校を個々の子どもの問題としてだけとらえていることは、第二条には「不登校児童生徒」の定義はあるのに、「不登校」そのものに対する定義がないことから明らかです。

みやぎ教育相談センターの前身である「総合教育相談センター」は1984年に出した報告集の中で、不登校は「特定の子どもや家庭に起こっている問題ではなく、社会人までに類似の現象が拡散している」と述べて、原因が「構造的な社会の問題」にあることを指摘していました。こうした観点から、「子どもへの告発であり、大人の敷いたレールの上で、登校拒否の子は子ども全体を代表して、しゃがみ込んでみるとみることができ」と分析しています。不登校に

対するこうしたとらえ方は、私たちがみやぎ教育相談センターにも引き継がれています。

文科省でも、1992年の「学校不応対策調査研究協力者会議」の報告の中で、「登校拒否はどの子どもにも起こりうるもの」であるとして、特定の子どもの問題ではないという観念に立っていました。この報告自体には不登校を「学校不応対」とするなどの弱点も多々ありましたが、少なくとも教育全体の問題としてとらえようとする意図はあったのです。今回の法案はこの1992年の報告よりもさらに後退した観念に立っていると言わざるを得ません。法案のような観念に固執する限り、不登校の生徒が減らない原因の究明に踏み込んでいくことはできず、必要な「支援」や「対策」を示すこともできません。

本当に必要としている

「支援」とは？

次に指摘しなければならないのは、法案が示す「必要な支援」の問題です。

第三条（基本理念）第二項には、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な

支援が行われるようにすること」とあり、必要な支援を「学習活動」に特化しているように読めます。実際、第十一条、第十二条でも「学習活動」が強調されています。しかし、不登校の子どもたちに必要とされる支援は「学習活動」なのでしょうか。不登校の子どもたちは、「学校に行きたい、行かなければならない」と思っているのに「行こうとしても行けない」ことに苦しんでいるのです。そうした子どもたちにまず必要なのは、学習活動（勉強）に復帰させようとする対策ではなく、「安心して休める権利」を保障し、休養を通じて徐々に自己肯定感の回復をはかるための支援です。学習活動を始めるのはそれからでも遅くありません。

不登校に関わっている親や教師、研究者の間では、この法案が成立したら不登校の子どもたちをさらに苦しめる結果にならないかと危惧する声が広がっています。今、求められているのは法案を成立させることではなく、関係者はもとより広範な国民の意見を十分に聞くことではないでしょうか。

（文中線：寺沢

相談センター所長

私は山の真庭分校に1〜4年生までいて、5年生から本校の坂元小学校に通学した。その時に強烈な印象を残したのは、5〜6年生の時に担任していた星孝先生である。我々は親しみと尊敬を込めて「ホッサン」と愛称で呼んだものだ。

「自由教育の小学校」

大柄なゴリラ（失礼）が黒ぶち眼鏡をかけているようで、遊ぐとクジラのような波がしらが立つ豪快奔放な先生であった。

遊び時間ともなると我々のサッカーに交ぎって、「ホッホッ!! カッポケヤロー!」と奇声を発しながら豪快なキックをした。放課後は職員室で将棋をしている姿をよく目にしたものだ。

国語では、教科書より先生のガリ版刷りの教材で学習したことが記憶に残っている。例えば「最後の一葉」を時間をかけてじっくり読みこんだ時、ぐっと大人になれた気がしたものである。

専門の算数では、中学校レベルの数学に挑戦させた。我々は夢中で何日も考えて解けた時の充実感はひとしおだった。

体育も独特だった。竹棒を使って棒高跳びをした。おそらく当時のカリキュラムにはなかったのではない

かと思う。その頃は組合も強く自由な教育の空気が流れていた。

野球クラブでは手作りマイバットを作った。木を切ってこらせて、刃物で荒く削り、壊れたビンや瀬戸物で擦って仕上げた上に口ウを塗った。寸法も様々で、中にはしなっている物や極太の物もあった。我々はそれをゴジラをつま楊枝と呼んでふざけたものだ。

生活面でも自由だった。

わたしの出会った先生 15

戻らなかつたホッサン

当時切手収集が流行っていて、新しい切手が発売される昼休みなどは、星先生にお願いすると郵便局に買いに行くことができた。

また、春には、先生にお願いして学校のリヤカーを借り、学校の向かいにある城址の桜の下の酒庄を集め酒屋に売りに行った。先生には誉められた上に、5000円も儲かった。

先生は休みともなると将棋や花札

を教えてくれた。またダルマスト―プでスルメを焼いて食べた。た。

卒業後、我々は中学校でも先生に出会う。小学校から数学の教員として転任してきたのだ。

その後、奇しくも同じ坂元小学校で今度は同僚として出会うことになった。また、坂元小学校の同級生も教員として転任してきたので恩師と子弟3人で勤めるといふ不思議な



阿部 広 力

職場となった。考えてみればあのクラスから3人も教員になっているのは、星先生の自由な教育の空気が魅力的だったのだろう。

同僚としても星先生は実に自然体だった。星先生の車の上にはよく猫が乗っかっていた。それは生臭いからである。名漁師で天然うなぎと食用蛙を捕ってきては、御馳走してくれた。キノコ採りも得意で職員研修は先生の縄張りのキノコ採りだった。

た。

組合の地区議長としても大局を読んで活躍し、いも煮会を企画して、大きな体を小さくしてせつせといもを剥いている姿が印象的だった。その当時は組合の総会に町長も参加するほどの山元地区を率いていた。

星先生はその後早期退職をされた。漁の季節には大好きだった漁師をしたり、学校のハラコメシ料理教室の講師として活躍していた。

憲法が危なくなつた時期、山元九条の会会長になっていただけに、かとお願ひに行つた際にも、快く引き受けていただいた。その後、何度か講演会を開催することができた。

そんな平和とみんなど自分のため、悠々自適な生活を送っていた星先生の最後の姿も先生らしかった。

あの3・11の大震災の日、区長として地域の人々に危険を知らせに向かったまま帰らぬ人になつたのだ。あのクジラのような泳ぎの星先生でも戻つてはこれなかつた。

2年後、私は忘れてはいけない人々というテーマで、クラスの子たちと星先生たちのあの日の姿を紙版画にして学習発表会で発表したのだ。その後、そつとご覧になられた奥様から感謝のお手紙をいただいたのだ。 (公堂)

(山元町・山下一小)

国のつどいから学ぶ

相談員になって3年目になりました。相談者のお役に立っているのかと若干の不安を持ちながら、相談電話の声に耳を傾け、訴えていることを受け止められるよう心掛けております。

今年の夏、「登校拒否・不登校問題全国のつどい」に参加し、日ごろの相談センターでの活動にとって大切なことを学ぶことができたと思います。

1 全国のつどいから学ぶ

「子どもの立ち上がりを支えるとは―伴走者になった親たちに学んで―」と題した、広木克行さんの記念講演からは、「登校拒否・不登校」についての考え方を学びました。「登校拒否・不登校」の子どもは、「学校生活において、自己否定感で深く傷つき、症状や体調、気力喪失の状態を訴えて、家庭に救いを求めている状態である」「個人の尊厳が学校の中で守られているか、学校は子どもを個人として尊重するところになっているか」という言葉が印象的でした。相談センターには学校生活の中で傷ついた子どもについての相談がきているのです。

また、「二人一人の個性が生かされる学校」であるべきなのに、「人材育成政策」のために、生徒も先生も点数で管理される学校となっている。今や学校は、教師にとっても生きづらい場所になっている。親は、このような現代を生きる子どもを理解し、「信じて待つ」ことが大切だ、と

いうことでした。

基礎講座は「子どもはどのようなようにして登校拒否になり、立ち上がるのか」と題して、NPO法人教育相談おおさかの村上公平先生のお話でした。

先生は相談員として長年の経験から導き出されたことを講演してくださいました。

■言葉には思想がある

先生は「登校拒否」という言葉にこだわってあえて使用している、ということ。子どもが「登校拒否」するということは、子どもが危機状態から自分を守るための正常な反応である。子どもにとって生きづらさがあったのであり、学校に対する「不適応」などではない。「学校不適応」とは、学校には何ら問題はなく、子どもの側になんらかの問題があるという立場です。子どもが登校拒否をするのは、子どもにとって学校が生きづらかつたということです。先生は「言葉には思想がある」とおっしゃいましたが全くその通りだなと思います。また、「生きづらさは日本の社会に問題があり、親の子育ての失敗によるものではない」と考えてもいいのだとも話されました。「登校拒否」は、ひきこもっている子どもたちの強い主張であるのだと思いました。

■「子どもが立ち上がるためには」

子どもは親と先生の態度によって重大

な影響を受ける。適切な対応と援助をすれば、必ず立ち上がる。そして新たな自分づくりをして、しなやかに、たくましく成長する。もし、不適切な対応をしてしまったとしても回復できるということです。子どもは120パーセント両親に分かってほしいのです。また、家庭は「居心地」が良く「安心で安全」な気持ちを持つるように保障してあげることですとおっしゃいました。経験から導き出された力強い言葉に、多くの参加者と共に勇気づけられました。

二つの講演から「登校拒否」について基本的なことを学びました。今まで何度も聞いてきた内容だったのかもしれないが、保護者、研究者、教職員、学生、不登校経験者に向けられたこの講演が私にはよく理解できました。子どもの側に立ち、「信じて待つ」親の応援をしていく相談員としての役割を自覚しました。

2 相談活動の実際

「子どもが学校でいじめに会い、不登校になっている。どうしたらいいでしょう。担任は若いのでちゃんと指導してくれるか不安です」このような相談の電話がありました。相談する方は子どもが心配で、なんとか勇気を出して相談センターに電話をかけてきたに違いありません。

まずは、お子さんの様子や心配の内容を丁寧にお聞きします。そのうえで、相談者がよければ、担任の先生または養護

教諭の先生に相談なさることをお勧めします。私は、保護者と先生が協力して子どもを育てるのが子どものためになると思うからです。そして、参考事例として、私の友人の娘さんの話を紹介することがあります。

■友人の話

友人が職場から帰宅すると、おばあちゃんが「今日、A子が泣きながら学校から帰ってきた。きつと何かあったに違いないから、聞いてみて」と言いました。娘に聞くと、「帰るために、昇降口に行つて靴を履こうとしたら、靴に砂が入つていた。今日は朝からいつも遊んでいるお友達、誰も口をきいてくれなかった。悲しくて、一人で帰ってきた。明日はお友達が怖くて学校に行きたくない」と涙を流して言います。「こんなことをされるのは、何か理由があるんじゃないの？ お友達に何か悪いことしなかったか？」心当たりを尋ねると、「日曜日に、妹を連れて、お友達の家に遊びに行った。その時、風が吹いたら、がたがた音がしたので、妹が、お姉ちゃんこのお家風が吹いてきたら揺れるねと言った。そのことで怒っているかもしれない」ということだった。「自分も言われたらいやなことがあるね、勇気があるけどお友達に謝ろうね」という母親の言葉にA子ちゃんは自分が友達のプライドを傷つけたと納得したようで、謝ることにした。

いつもは仲良しのお友達が誰一人として口をきいてくれない、学級の中で独りぼっちになってしまった娘のつらさをなんとか解決してやらないと、明日から学校に行けなくなるのではないか、そう思った友人は、友達が一人いれば我が子は学校で過ごせるはずだ。そう考えました。娘に「教室の中に、どのグループにも参加していかないお友達はいないの？」と聞くと、「B子ちゃんかな。お話はしたことはないけど」という返事です。「B子ちゃんにお友達になってもらいなさい」明日学校に行ったらB子ちゃんにお願いすることを約束しました。

次は先生です。明日、娘が学級に入つてお友達から無視されたら、学校がいやになってしまふ。直接学級に入らず、問題を解決するまでは保健室の先生に事情を話して守ってもらおうと考えました。養護の先生に手紙を書きました。

次の日、娘が登校を渋る前に、手紙を書いたので真っ先に保健室の先生にこの手紙を見せなさい。先生はきつとあなたを守ってくれるよ、と言いつけました。友人は娘がちゃんと保健室に行けたか心配で、職場から小学校に電話をしたそうです。電話を受けた教務主任の先生は、すぐ保健室に行つて娘がいることを確認してくれ、お友達にちゃんと謝るまで見守っていてくれたそうです。

この後、娘さんは休まず登校できたそうです。残念ながら親しかつたお友達と

は安心して付き合えず、B子ちゃんと良く過ごしたということです。

養護教諭、教務主任、学級担任を信じてお願いして良かった。先生方のチームプレーのおかげで娘は学校に行けた。感謝していると話していました。

こんなにうまくいくなら、相談センターに相談しませんと言われそうですが、今年「全国をつどい」で学んだ「登校拒否の子どもは親と先生の適切な態度によって、必ず立ち上がる」という言葉が実感できる話です。

「全国をつどい」や研修会、相談センターにくる相談者の方から学ぶことが多々あります。学んだことが少しでも相談活動のお役に立てられるよう努力していきたいと思つています。

「みやぎ教育相談センター」 のご案内

TEL 022-272-4152

相談受付内容

進路・不登校・ひきこもり・いじめ・
家庭生活・教職員の悩みなど。

日曜と休日をのぞき9時から17時

〈土曜：10時から15時〉

ただし夏休みなど長期休業期間は、
相談センターも一定期間、休業日
があります。

秘密は厳守します。相談は無料です。



おすすめ映画「NHKスペシャル『ドキュメント太平洋戦争』第4集
「責任なき戦場」ビルマ・インパール」
1993 DVD

23年前にNHKスペシャルで放映された番組である。この年のギャラクシー賞に選ばれた。『太平洋戦争』のなかでも最も無謀といわれたインパール作戦。この作戦が、どのような人たちによって立案・実行されていたのか、当時の上級幹部や従軍記者たちの証言をもとに進んでいく。番組のなかでキャスターを務めた山本肇が、日本人と組織の在り方を鋭く問いかけるところがとても印象深い。

前半は、牟田口司令官のもと兵站を無視したインパール作戦が、当時の上級組織から悉く反対される。しかし、インパールのイギリス軍を掃討したいという陸軍上層部の思惑が優先され、次第に反対しづらくなる雰囲気醸成し出される。そして、ついにはこの無謀な作戦が認可されてしまう過程が描かれる。後半は、雨期を迎えたビルマ（現ミャンマー）の山岳地帯で、餓えをしのぐ元兵士たちの生々しい証言や、BBC放送が伝える自爆した多くの日本兵の死体が映し出される。天長節までには何としてもインパールを攻め落としたいとする牟田口と、弾も食糧も尽きた2万の兵士を率いる佐藤師団長との打電の応酬の末、陸軍始まって以来の独断撤退するエピソードが紹介される。佐藤は、軍法会議の場で作戦の責任を追及しようとするが、軍上層部は、彼を「心神喪失」の状態であるとし、裁判は開かれなかった。いっぽう牟田口をはじめ作戦を遂行した幹部たちは、責任不問のまま敗戦まで要職に留まる。何故？ インパール作戦従軍記者だった丸山静雄は、法廷で独断撤退するような行動を起こした師団長の是非を云々することになれば、彼を任命した天皇に責任が及びかねない。そんなことになれば、陸軍組織の存在そのものがゆらぎかねなかったからだ、と、当時を振り返る。

番組の最後、キャスターの山本は、組織の中に生きがいや喜びを見出そうとする日本人にとって、そのなかの一握りの独断的な権力が多数を占め、冷静で客観的な少数意見が軽視されて



はいないだろうか、組織としての責任がいつも曖昧にされ、弱い立場にいる人々が犠牲になつてきたのではないだろうか、と視聴者に問いかける。そして、未だに異国の地に眠るたくさんの方々の遺骨は、今も痛烈にこのことを告発しているように思われてならないと締めくくる。無謀な戦で殺された16万4千の兵士を鎮魂するように、式部の音楽がアラカン山系の密林を風のように流れて終わる。

(皆川 正芳)

センターの動き

〈7月〉

- 1日 事務局会議 つうしん発送作業
- 2日 民教連作業 中森さん訪問
- 5日 中野さん夏の講座ちらし発送作業
- 8日 宮城のつどい事務局会議
- 13日 市民の会事務局会議 アーサー・ビナーードで講演依頼
- 15日 教育公務員弘済会へ奨励金推薦書他提出 午後：会館職員学習会（講師：富樫さん）
- 16日 みやぎの集い実行委員会 午後：宮川健郎学習会（青年文化センター）
- 19日 こくこ講座準備会
- 20日 市民の会 確かな学力推進室 審議の傍聴
- 22日 事務局会議 つうしん特集「主権者教育」に決定
- 23日 「教育」読者会8名
- 24日 道徳教育研究会8名 戦後の道徳論争の分析
- 25日 哲学stude.16名 エミールNo.3
- 27日 中森さん訪問（須藤・清岡・菅井）主権者教育談話
- 31日 7月ブログアクセス数 1771件

〈8月〉

- 1日 文科省 中教審審議まとめ公表
- 3日 話題提供者3千円を統一基準にする（交通費・資料代）※会議費扱い
- 4日 市民の会講演 アーサー・ビナーード講演2月19日に決まる
- 5日 書棚整理（1）電話で宮川講演会場の問い合わせ2件あり
- 7日 ダイアリーアクセス41名/日（過去最高記録）
- 8日 書棚整理（2）
- 10日 こくこ講座準備 書

棚整理（3）

11日 こくこ講座 9時半事務局会場準備 10時宮川さん到着。午前の講演46名、午後の分科会も各々20名程度で学習が深まる。

- 23日 市民の会事務局会議
- 26日 事務局会議、夏休みの総括と報告
- 29日 哲学stude. エミールNo.4 10名でエミールの青年期教育を読む
- 31日 高校生公開授業 テーマ決定、日程1月28日に変更も了承。会場は東北大学の会議室を高橋満さんに確保していただいた。こくこ講座2回目（10/15）の内容検討。8月ブログアクセス数 2066件

〈9月〉

- 2日 市民の会 35人学級について市議との懇談
- 3日 教育読者会6名
- 5日 つうしん原稿5本入稿
- 9日 事務局会議
- 10日 民研フォーラム菅井参加（東京宮城民教連代表者会）
- 11日 臨床教育学会合同聞き取り 女川にて小林さん・阿部さんの話を聞く。
- 12日 聞き取り2日目、戸倉小の避難経路をまわる。女川・志津川・登米・善王寺・戸倉方面。石巻水産高にて4名の生徒から聞き取り
- 13日 聞き取り3日目、麻生川校長（東向陽台小）から当時の戸倉小の話を聞き取り
- 16日 こくこ講座準備会
- 18日 道徳教育研究会―戦後の特設道徳について
- 23日 事務局会議
- 24日 教育読者会
- 26日 哲学stude. エミールNo.5 14名
- 29日 高校生公開授業会場下見。宮城学院平本先生とフォーラム打合わせ
- 30日 9月ブログアクセス数 1771件